平成28年12月1日開会

平成28年12月

市議会定例会議案書

寝　屋　川　市

目　　次

番　　号	案　　件	頁
報告第 11 号	専決処分の報告（平成 28 年度寝屋川市一般会計補正予算（第４号））	別冊
議案第 73 号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	1
議案第 74 号	寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	3
議案第 75 号	寝屋川市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正	5
議案第 76 号	寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正	7
議案第 77 号	寝屋川市営住宅条例の一部改正	11
議案第 78 号	寝屋川市農業委員会に関する条例の全部改正	14
議案第 79 号	平成 28 年度寝屋川市一般会計補正予算（第５号）	別冊
議案第 80 号	平成 28 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第 81 号	平成 28 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第 82 号	平成 28 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第 83 号	平成 28 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第１号）	別冊
議案第 84 号	平成 28 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第２号）	別冊

議案第　73　号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

寝屋川市長　北　川　法　夫

寝屋川市条例第　　号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会	寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況等の検証に関する事務

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　74　号

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

寝屋川市長　北　川　法　夫

寝屋川市条例第　　号

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例（平成７年寝屋川市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第１項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第２項中「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に、「その期間の勤務しない１時間につき」を「介護休暇にあってはその期間の勤務しない１時間につき、介護時間にあってはその勤務しない１時間につき」に改め、同条第４項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附　則

この条例は、平成 29 年１月１日から施行する。

議案第　75　号

寝屋川市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正

寝屋川市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

寝屋川市長　北　川　法　夫

寝屋川市条例第　　号

寝屋川市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部を改正する条例

寝屋川市議員報酬及び特別職給料審議会条例(昭和39年寝屋川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(委員)

第3条　審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2　委員は、諮問に係る事案ごとに、学識経験又は寝屋川市の行政に関する識見を有する者、寝屋川市の区域内の公共的団体等の代表者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

3　委員は、当該諮問に係る事案に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　76　号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

寝屋川市長　北　川　法　夫

寝屋川市条例第　　号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の退職手当に関する条例（昭和28年寝屋川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6)　求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者　同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2　退職職員（退職した寝屋川市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当する

ものにつき、この条例による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第 10 条第５項又は第６項の勤続期間を計算する場合における寝屋川市職員の退職手当に関する条例第７条の規定の適用については、同条第１項中「引き続いた在職期間」とあるのは「引き続いた在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、「在職期間については」とあるのは「在職期間（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）については」と、同条第２項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

3　新条例第 10 条第 11 項（第６号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第５項において「旧条例」という。）第 10 条第 11 項第６号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前１年以内に旧条例第 10 条第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第 10 条第５項から第８項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4　新条例第 10 条第 15 項において準用する同条第 11 項（第４号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する寝屋川市職員の退

職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5　施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する寝屋川市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第　77　号

寝屋川市営住宅条例の一部改正

寝屋川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

寝屋川市長　北　川　法　夫

寝屋川市条例第　　号

寝屋川市営住宅条例の一部を改正する条例

寝屋川市営住宅条例（平成９年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「第４号まで」を「第６号まで」に改め、同項に次の２号を加える。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(6)　現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

第５条第５項中「第１項各号」の次に「（第５号及び第６号を除く。）」を加える。

第６条第２項中「第４号まで」を「第６号まで」に改める。

第８条の表第５条第５項の項を次のように改める。

第５条第５項	第１項各号（第５号及び第６号を除く。）	第８条において準用する第５条第１項各号（第５号及び第６号を除く。）

第29条第２項中「き損」を「毀損」に改める。

第44条第１項第３号中「き損」を「毀損」に改め、同項に次の２号を加える。

(7)　入居者が暴力団員であることが判明したとき。

(8)　同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第51条の８第１項第３号中「き損」を「毀損」に改める。

第53条の次に次の１条を加える。

（意見聴取）

第53条の２　市長は、必要があると認めるときは、市営住宅の入居予定者及び入居補欠者並びにこれらの者と同居しようとする親族並びに入居者が同居させようとする親族が暴力団員であるかどうかについて、大阪府寝屋川警察署長の意見を聴くことができる。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、市営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、大阪府寝屋川警察署長の意見を聴くことがで

きる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　78　号

寝屋川市農業委員会に関する条例の全部改正

寝屋川市農業委員会の委員の定数に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

寝屋川市長　北　川　法　夫

寝屋川市条例第　　号

寝屋川市農業委員会の委員の定数に関する条例

寝屋川市農業委員会に関する条例（平成17年寝屋川市条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、寝屋川市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員の定数を定めるものとする。

（定数）

第2条　農業委員会の委員の定数は、17人とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成29年7月20日から施行する。

（寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「議員のうちから選任された委員　月額26,000円」を削る。